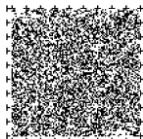


第6期船橋市障害福祉計画及び  
第2期船橋市障害児福祉計画  
(令和3年度～令和5年度)

---

令和3年3月

船 橋 市





## 一 目 次 一

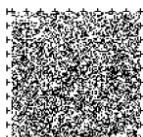
I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画に対する取り組み	4
4	計画の期間	7
5	計画の基本理念	8
II	障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容	10
1	障害福祉サービス	11
(1)	訪問系サービス	11
(2)	日中活動系サービス	12
(3)	居住系サービス	13
2	相談支援	14
3	地域生活支援事業	15
(1)	理解促進研修・啓発事業	15
(2)	自発的活動支援事業	15
(3)	相談支援事業	15
(4)	成年後見制度利用支援事業	17
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	17
(6)	意思疎通支援事業	17
(7)	日常生活用具給付等事業	18
(8)	手話奉仕員養成研修事業	19
(9)	移動支援事業	19

※音声コードとは

音声コードは、スマートフォン等の専用アプリで読み取ることで、音声コードに格納された文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストにて表示することができるものです。  
なお、使用する機器の種類等によっては、単語の読み上げ方が異なる可能性がございます。



(10) 地域活動支援センター事業	20
(11) 専門性の高い相談支援事業	20
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	21
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	21
(14) その他事業	21
(15) 地域生活支援促進事業	23
<b>4 障害児通所支援及び障害児相談支援</b>	<b>24</b>
(1) 障害児通所支援	24
(2) 障害児相談支援	25
<b>III 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</b>	<b>27</b>
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	29
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	33
4 福祉施設から一般就労への移行等	34
5 障害児支援の提供体制の整備等	36
6 相談支援体制の充実・強化等	38
7 障害福祉サービス等の質の向上	39
8 発達障害者等の支援	41
<b>IV 障害福祉サービス及び相談支援の見込み量及び見込み量確保の方策</b>	<b>43</b>
<b>1 障害福祉サービス</b>	<b>43</b>
(1) 訪問系サービス	43
(2) 日中活動系サービスⅠ	44
(3) 日中活動系サービスⅡ	45
(4) 日中活動系サービスⅢ	46
(5) 居住系サービス	46
<b>2 相談支援</b>	<b>49</b>



V 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	50
(1) 理解促進研修・啓発事業	50
(2) 自発的活動支援事業	50
(3) 相談支援事業	51
(4) 成年後見制度利用支援事業	53
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	53
(6) 意思疎通支援事業	54
(7) 日常生活用具給付等事業	55
(8) 手話奉仕員養成研修事業	55
(9) 移動支援事業	56
(10) 地域活動支援センター事業	57
(11) 専門性の高い相談支援事業	58
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	59
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	60
(14) その他事業	61
(15) 地域生活支援促進事業	64
VII 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策	65
1 障害児通所支援	65
2 障害児相談支援	67
VIII 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進	68
1 制度等の周知	68
2 制度の円滑な実施	68
3 計画達成状況の点検及び評価	68



# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

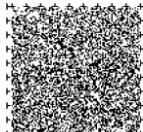
障害者総合支援法<sup>1</sup>及び児童福祉法により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施のため、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定が義務づけられています。

本市では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの見込み量及び見込み量確保のための方策を定めることとし、第1期から第5期までの障害福祉計画及び第1期の障害児福祉計画を3か年ごとに策定し、計画的に施策を推進してまいりました。

本計画は、前計画を引き継ぎ、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体のものとして、「第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画」を策定し、支援の提供体制の確保や円滑な実施に向け、取り組みを更に推進しようとするものです。

---

<sup>1</sup> 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となります。



<障害者総合支援法抜粋>

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

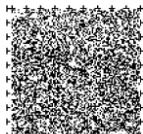
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （以下 略）

<児童福祉法抜粋>

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

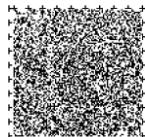
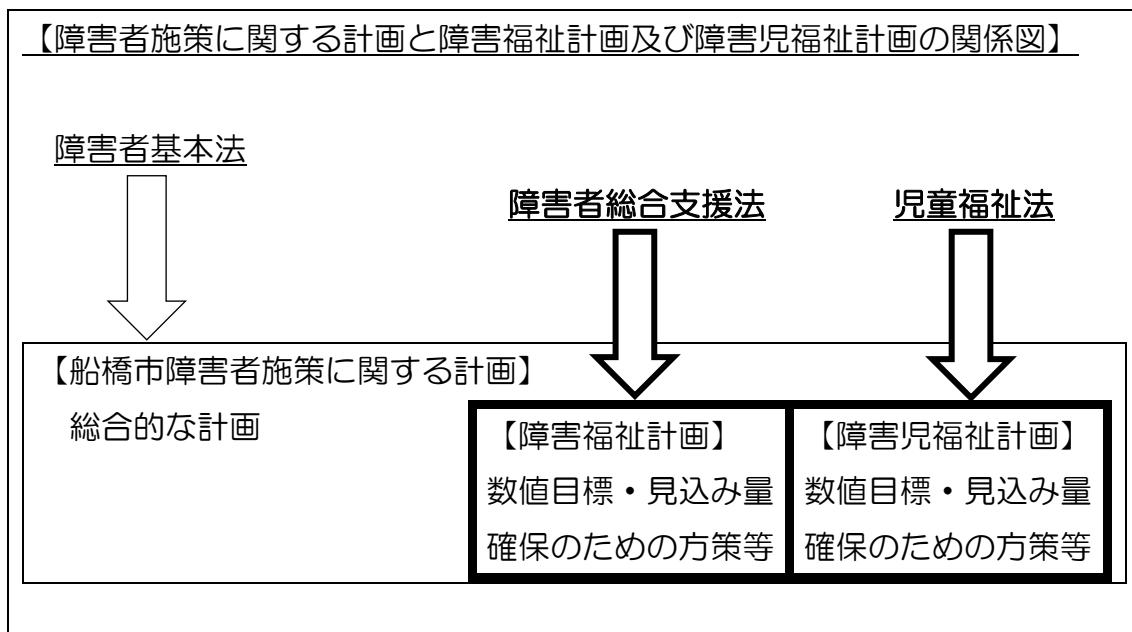
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- （以下 略）



## 2 計画の位置づけ

本市においては、障害者基本法に基づき「船橋市障害者施策に関する計画」を策定しており、船橋市における障害のある人のための施策の最も基本的な計画として、様々な分野について施策の推進を図ることとなっています。

一方、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく本計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や見込み量を定める計画で、国の基本指針において、「障害者施策に関する計画」と調和を保つこととされています。



### 3 計画に対する取り組み

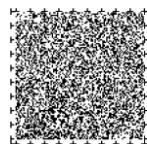
第5期船橋市障害福祉計画及び第1期船橋市障害児福祉計画の策定以降、本市においては、障害のある人や障害のある子供が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、さまざまな施策を推進してきました。

#### ●地域で自立した生活を送るための施策

- ・地域生活への移行に際し、重要な役割を担うグループホームに対しては、新規で開設する事業者に対する整備費の補助に加え、運営費に対する補助を引き続き行いました。令和元年度は4施設に対して、施設の新築に係る整備費の補助を行いました。また、新規に開設されるグループホームにスプリンクラーを設置する場合の整備費に対する補助金により、平成30年度は1施設、令和元年度は2施設に対して補助を行いました。
  - ・障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備について、平成30年度に船橋市自立支援協議会からの提言を受け、令和元年10月から地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用を開始しました。
  - ・判断能力が不十分な知的・精神障害者等を保護し、支援するための制度である成年後見制度の利用促進を図るため、NPO法人PACガーディアンズへ委託し、船橋市障害者成年後見支援センターを設置しており、成年後見制度に関する相談や困難ケースの障害のある人の法人後見業務を行っております。
- 運営会議を毎月1回実施し、関係機関で情報共有及び連携の強化を図りました。

#### ●一般就労を促進するための施策

- ・船橋市自立支援協議会の就労支援部会を中心に障害者就労の推進のための検討を行っております。
- ・障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、県が委託し、社会福祉法人大久保学園が運営する障害者就業・生活支援センターに、国・県が配置している支援員数に本市として1名増員することにより、身近

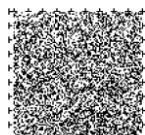


な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う当該センターの機能強化を図ることで、一般就労の促進に努めました。

- ・船橋公共職業安定所が主催する障害者雇用促進合同説明会を共催することで、雇用機会の拡大を図りました。
- ・障害者職場実習先開拓員が事業所を訪問し、企業の障害のある人への理解の促進や一般就労に向けた職場実習先の確保に積極的に取り組みました。  
また、障害のある人の職場実習や雇用を受け入れた事業所の取組を事例集にまとめ、そのノウハウを広く周知することにより、障害のある方の雇用の推進を図りました。
- ・特別支援学校在校生や障害のある労働者、雇用を受入れた事業所による事例発表のほか、障害者雇用を啓発する絵本を刊行する、障害者雇用推進・啓発イベント「『はたらく』ということ」を開催し、障害のある人と共に働くことを考える機会を設けることでダイバーシティの推進を図りました。
- ・障害のある人を多数雇用し、働きやすい環境を作るための工夫や、職場実習の受入れを積極的に行っている事業所を優良事業所として表彰し、広く周知する船橋市障害者雇用優良事業所表彰「ふなばし♡あったかんぱにー」を実施し、障害のある人の雇用の推進を図りました。
- ・市内の就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター及び行政を会員とする就労移行支援事業所連絡会で障害者就労支援の現場の意見や障害者職場実習先開拓員が開拓した実習先情報等の情報共有を行い、関係機関の連携強化を図りました。

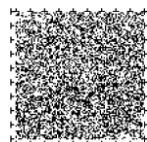
#### ●障害のある子供や発達が気になる子供に関する相談体制及び療育施設の充実

- ・こども発達相談センター実施の心理発達相談員や言語聴覚士等による巡回相談について、対象施設（公立保育園・私立保育園・幼稚園・認定こども園・認証保育所・認可外保育施設）に、平成30年度から小規模保育事業所を追加



し、発達が気になる子供や障害のある子供の支援の充実を図りました。

- ・平成 30 年度に、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場（「船橋市慢性疾病児童等及び医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会（医療的ケア児に関する部会）」）を設置し、医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように情報共有、課題整理を行い、必要な支援について検討を深めました。なお、令和 2 年度に本意見交換会を廃止し、新たに「船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会」を設置しました。
- ・平成 30 年度に、サービスの利用状況や利用意向、必要な支援内容等に係る状況を把握するため、市内在住の障害児通所支援、障害児相談支援を利用する子供の保護者に対し、アンケート調査を実施しました。アンケート調査結果は、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会や前述の医療的ケア児に関する部会等の会議資料として課題整理に役立て、計画策定や後述の施設巡回時の基礎資料としても活用しています。
- ・令和元年度に、療育支援課の職員（保育士含む）が民間の障害児通所支援事業所を訪問し、支援内容の確認や助言等を行う施設巡回を実施し、サービスの質の向上や不正・虐待の防止に努めました。



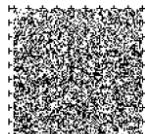
## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。ただし、計画期間中において、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

「船橋市障害者施策に関する計画」と「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

なお、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」は、新型コロナウイルス感染症収束後の生活や周囲の環境の変化を考慮し、検討することが必要であると考えられることから、策定時期を1年間延期し、計画期間は令和4年度から令和8年度までとなります。

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	第4次船橋市障害者施策に関する計画（5か年計画） (令和4年度～8年度)				
第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画 (令和3年度～5年度)		第7期船橋市障害福祉計画及び 第3期船橋市障害児福祉計画 (令和6年度～8年度)			



## 5 計画の基本理念

本計画の基本理念は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害のある人や障害のある子供の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、新たに国が示した基本指針との整合を図ったうえで、次に掲げる7点とします。

### （1）障害のある人や障害のある子供の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人や障害のある子供が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

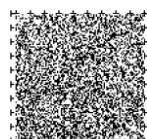
### （2）障害種別にかかわらない一元的なサービスの実施

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子供が必要とするサービスを利用できるよう、サービス体制の充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害に含まれるものとしてサービスの給付の対象となっているところであります。その旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

### （3）地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人や障害のある子供の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人や障害のある子供の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO法人などによるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。



#### （4）地域共生社会の実現に向けた取組

障害の有無にかかわらず地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障害のある人への理解促進の取組や、地域の実情に応じた、制度を超えた切れ目のないサービス確保を推進します。

#### （5）障害のある子供の健やかな育成のための発達支援

障害のある子供本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、身近な地域で障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援、障害児相談支援のサービス提供体制の充実を図ります。

また、障害のある子供のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が協議会等を通じて連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、巡回相談等を活用し、障害のある子供が、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

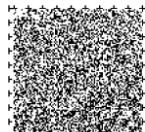
加えて、医療的ケア児が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

#### （6）障害福祉人材の確保

障害のある人の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制と併せて人材の確保が重要であるため、人材の新規獲得及び安定的な雇用の確保に向けた取組を進めます。

#### （7）障害者の社会参加を支える取組

障害のある人が作品を発表できる機会の確保を通じて、社会参加の促進を図ります。また、読書することが難しい視覚障害者等が利用しやすい点字図書や電子書籍等の充実を通じて、読書環境の整備を進めます。



## Ⅱ 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容

「障害福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」は、国と地方公共団体が費用を負担し、障害の種別にかかわらず全国一律で実施されています。

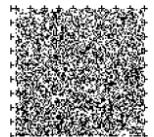
本計画においては、障害福祉サービスを地域で暮らす障害のある人や障害のある子供の生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住系サービス」に分類しています。

相談支援は、生活全般の相談、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うものであり、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援があります。基本相談支援及び地域相談支援を行う事業を一般相談支援事業、基本相談支援及び計画相談支援を行う事業を特定相談支援事業といいます。

地域生活支援事業は、障害のある人や障害のある子供が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者にあわせた柔軟な事業形態により事業を実施するとされており、本市においては市町村必須事業として理解促進研修・啓発事業等、都道府県必須事業で中核市が実施可能な事業として専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業等、その他事業として福祉ホーム事業等を実施しております。

障害児通所支援は、療育や訓練等が必要な子供に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うもので、障害児相談支援は、障害のある子供の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

各サービス及び事業の内容は、次のとおりです。



# 1 障害福祉サービス

## (1) 訪問系サービス

### 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

### 重度訪問介護

常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

### 同行援護

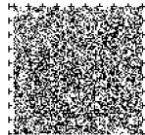
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行います。

### 行動援護

知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する人が行動する際、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

### 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。



## (2) 日中活動系サービス

### 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、障害者支援施設等において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### 自立訓練（機能訓練）

障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

### 自立訓練（生活訓練）

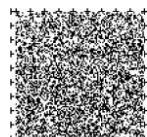
障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

### 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人などであって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害のある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談や助言等の必要な支援を行います。

### 就労移行支援

企業等へ就労を希望する障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。



### **就労継続支援A型**

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### **就労継続支援B型**

企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### **就労定着支援**

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

### **療養介護**

医療的ケアを必要とする障害のある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

また、療養介護のうち医療にかかるものを療養介護医療として提供します。

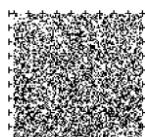
### **短期入所（ショートステイ）**

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人が障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。

## **(3) 居住系サービス**

### **自立生活援助**

障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害のある人に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納がないか、体調に変化がないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。



### **共同生活援助（グループホーム）**

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

### **施設入所支援**

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活等に関する相談や助言のほか、日常生活上の支援を行います。

## **2 相談支援**

### **基本相談支援**

地域の障害のある人等の福祉に関する様々な問題につき、障害のある人等、障害のある子供の保護者または障害のある人等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせてこれらの方、市町村及び障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいいます。

### **地域相談支援**

地域移行支援及び地域定着支援のことをいいます。

- ①地域移行支援とは、障害者施設や精神科病院等に入院している精神障害者等に対し、住居の確保等に関する相談を行います。
- ②地域定着支援とは、居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談を行います。

### **計画相談支援**

計画相談支援とは、障害福祉サービス利用申請時におけるサービス等利用計画案の作成、障害福祉サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成、作成されたサービス等利用計画が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）をし、必要に応じて見直しを行います。



### 3 地域生活支援事業<sup>2</sup>

#### （1）理解促進研修・啓発事業

障害のある人などへの理解を深めることや、心のバリアフリーの推進を図るために研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人などが日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

#### （2）自発的活動支援事業

障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人など、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

#### （3）相談支援事業

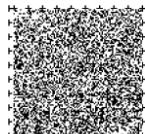
##### **障害者相談支援事業 基幹相談支援センター**

障害者相談支援事業は、市町村が、障害のある人などの福祉に関する様々な問題に対し、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人などの権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う事業です。

本市では市内社会福祉法人、NPO法人、障害のある人及びその家族などから組織されている船橋福祉相談協議会に委託して、総合相談窓口（ふらっと船橋）において、障害の種別を問わず、障害のある人やその家族を対象とした相談業務を行っています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターと連携し、市内の相談支援体制の充実を図っています。

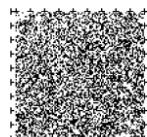
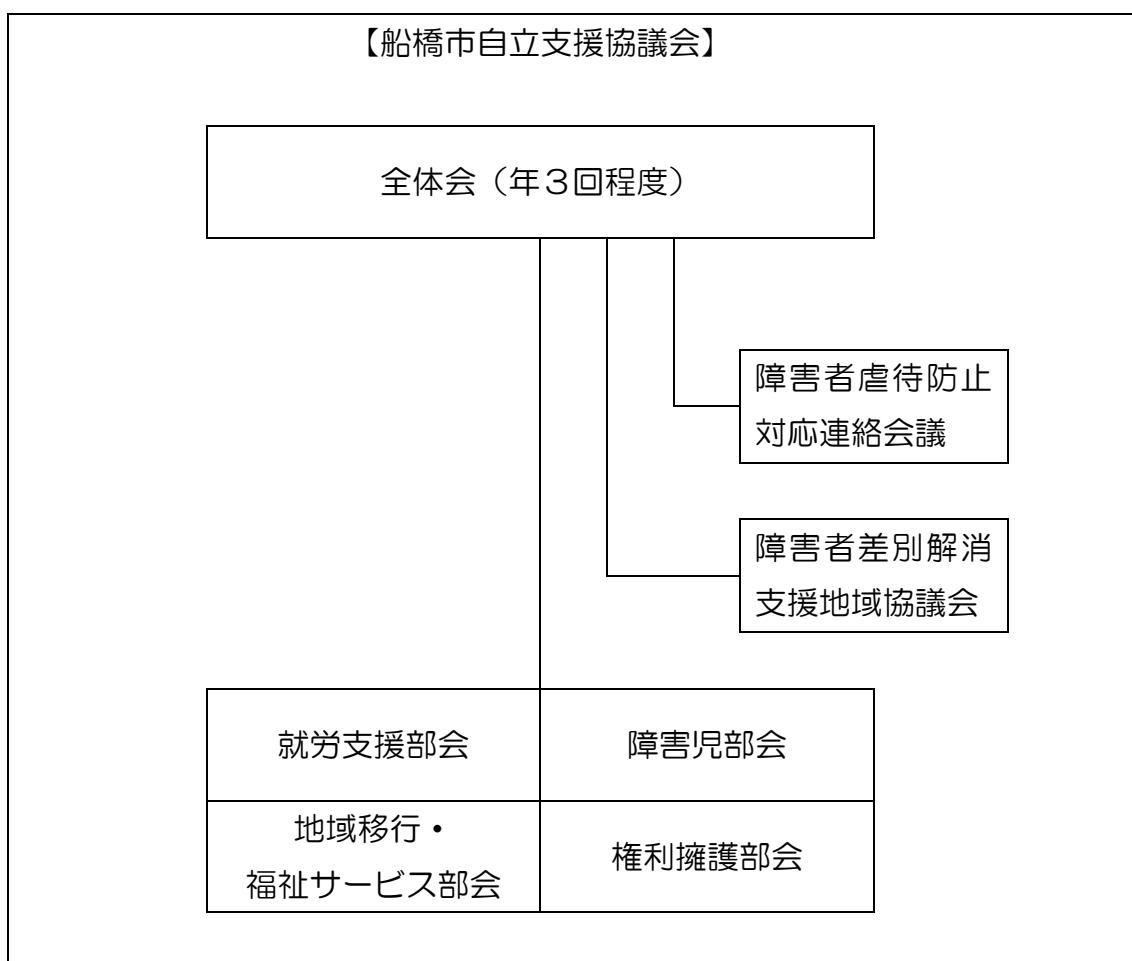
---

<sup>2</sup>令和3年度から令和5年度までの見込み量を設定した事業の内容となります。



## 船橋市自立支援協議会

船橋市自立支援協議会は、関係機関、関係団体、障害のある人及びその家族並びに障害のある人等の福祉・医療・教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。



#### **基幹相談支援センター等機能強化事業**

障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士など専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

#### **住宅入居等支援事業**

民間賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人などに対し支援を行う事業です。

本市では、家賃債務保証支援事業により、障害のある人などが、家賃債務保証業者登録制度に登録している保証会社と家賃債務保証契約を締結した場合に、初回保証料の一部を助成することで障害のある人などの入居を支援しています。また、障害のある人などが抱える居住に関する問題の解決を図るため、平成29年5月に社会福祉法人船橋市社会福祉協議会を事務局として、船橋市居住支援協議会を設立しました。

#### **(4) 成年後見制度利用支援事業**

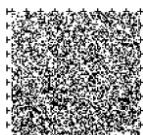
障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

#### **(5) 成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を目的とした制度です。

#### **(6) 意思疎通支援事業**

本市では、意思疎通支援事業として、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託して、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業、要約筆記者設置事業を実施しています。



手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声・言語の機能障害のある身体障害者が、意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業です。

要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、文字により、意思を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。

要約筆記者設置事業は、要約筆記者が常駐し、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、市の窓口などで文字により、意思を伝達する事業です。

#### (7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

用具名	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、体位変換器、特殊マット、移動用リフト等
自立生活支援用具	火災警報器、入浴補助用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、透析液加温器、電気式たん吸引器等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器、聴覚障害者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具



## (8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話程度を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などの自立した日常生活または社会生活を営むことができるようすることを目的とした事業です。

## (9) 移動支援事業

### 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人などについて、外出のための支援を受けた場合に、その費用の一部を支給することにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

本市では、移動支援事業は移動介護と通学通所支援の二つに分かれており、移動介護は社会上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援に利用でき、通学通所支援は通学通所の際に、保護者の疾病等の社会的理由により他の送迎手段や付き添いが得られない方に対し、自宅から送迎ポイント（バス停等）、対象学校や対象施設への送迎の支援に利用できる制度となっています。

### 福祉リフトカー事業

重度身体障害者及びねたきり高齢者の通院や会合等への参加の移動手段の一つとして福祉リフトカーの運行を行い、障害のある人の社会参加を促進しています。

### リフトバス事業

機能訓練や、教室の参加のために、身体障害者福祉センターを利用する障害のある人で車椅子等の使用等により来館が困難な方を対象に、リフトバスを運行することにより、障害のある人の社会参加を促進しています。



## (10) 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害のある人などの地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

事業内容により、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型に分けられます。

### 地域活動支援センターⅠ型

創作的活動などの提供や社会との交流促進といった基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉と地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。また、あわせて相談支援事業を実施します。

本市においては、NPO法人船橋こころの福祉協会が指定管理者として船橋市地域活動支援センター（オアシス）を運営しています。

### 地域活動支援センターⅡ型

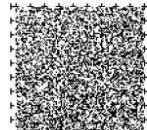
障害のある人の自立の促進、生活の質の向上などを図ることができるよう、障害のある人やその介護者の身体状況とその置かれている環境などに応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーションなどを適かつ効果的に行う事業です。本市においては、実施事業所はありません。

### 地域活動支援センターⅢ型

障害のある人や障害のある子供に対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行う事業です。

## (11) 専門性の高い相談支援事業

障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を目的とした事業です。



事業の内容は、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育機関等施設職員の療育技術指導です。本市では、事業者へ委託することにより事業を実施しています。

#### (12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚や言語、音声の機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などが自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とした事業です。

#### (13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害のある人などが自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とした事業です。

#### (14) その他事業

##### 【日常生活支援】

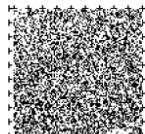
###### **福祉ホーム事業**

住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活を支援することを目的とした事業です。

本市においては、社会福祉法人千葉県福祉援護会が指定管理者として船橋市身体障害者福祉ホーム若葉を運営しています。

###### **訪問入浴サービス事業**

在宅の重度身体障害者等で入浴が困難な方に対して、事業所が簡易浴槽とボイラー設備を搭載した特殊自動車で訪問し、居室において入浴サービスの提供を受けた場合に、その費用の一部を支給することにより、身体障害者の身体の



清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

#### **生活訓練等事業**

本市では、生活訓練等事業として、生活支援事業、中途失聴者・難聴者手話講習事業を実施しています。

生活支援事業は、視覚障害者などに対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。

中途失聴者・難聴者手話講習事業は、身体障害者手帳を持たない中途失聴者・難聴者に対し、手話講習会を開催し、手話の取得を促し、社会参加を促進する事業です。

#### **日中一時支援事業**

障害のある人などの日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とした見守り等の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給する事業です。

#### **【社会参加支援】**

#### **点字・声の広報発行事業**

点字・声の広報発行事業については、文字による情報入手が困難な障害のある人などのために、点訳、音声訳により、広報ふなばしや、ふなばし市議会だよりを定期的または必要に応じて適宜、障害のある人などに提供する事業です。

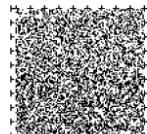
#### **自動車運転免許取得事業・自動車改造費助成事業**

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

#### **【就業・就労支援】**

#### **更生訓練費給付事業**

更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図る事業です。



### **知的障害者職親委託事業**

知的障害者の自立・更生に熱意のある事業経営者などの職親に、障害のある人を預け、食住をともにするなかで、生活指導・技能習得訓練を行い、障害のある人の自立を図る事業です。

### **【障害支援区分認定等事務】**

障害福祉サービスのうち、介護給付の利用には、障害支援区分の認定が必要となります。障害支援区分の認定については、障害者総合支援法に基づき設置された市町村審査会において、適切かつ効率的に障害支援区分認定基準に照らした審査判定を行っております。

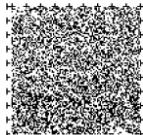
### **(15) 地域生活支援促進事業**

#### **障害者虐待防止対策支援事業**

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援のための支援体制の強化や協力体制の整備、専門性の強化を図ることを目的としています。

本市においては障害者虐待の防止、養護者に対する支援などのため船橋市障害者虐待防止センター（はーぷ）を設置しており、当該センターが実施する研修などの普及啓発活動を継続することで、地域住民の意識喚起及び関係団体等との連携の強化を図り、障害者虐待に係る地域の支援体制の強化を図ります。

また、困難案件や長期継続案件等の個別ケースについて対応や支援方針の助言のため、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第8条の規定に基づき障害者虐待防止対応連絡会議を設置し、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援等を行っております。



## 4 障害児通所支援及び障害児相談支援

### (1) 障害児通所支援

#### 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

なお、上記の内容とあわせて治療を行う「医療型児童発達支援」もあります。

また、児童発達支援を行う事業所は、施設の基準に応じて「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業所」に区別されます。「児童発達支援センター」は通所利用児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害のある子供やその家族の相談支援、障害のある子供を預かる施設への援助・助言を行います。

#### 放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、支援が必要と認められた障害のある子供を通所させて、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

#### 保育所等訪問支援

障害のある子供が通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校などへ児童指導員や保育士等が訪問し、集団生活適応のための支援等を行い、訪問先施設のスタッフに対し、支援方法等の指導等を行います。

#### 居宅訪問型児童発達支援

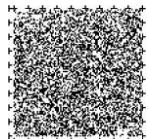
重度の障害等の状態にある障害のある子供であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子供の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を行います。



## （2）障害児相談支援

### **障害児相談支援**

障害児相談支援は、障害児通所支援利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、通所給付決定後の連絡調整及び「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。





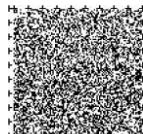
### Ⅲ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

国の基本指針では、令和5年度を目標年度として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を確保するための目標が示されています。下表の項目ごとに、本市の現状等を踏まえ、本市の目標や活動指標を設定します。

国の基本指針に示されている市町村の目標

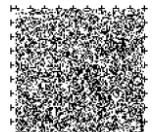
項 目	目 標 値
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
① 施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末に施設に入所している者が、令和5年度末までに6%以上地域生活に移行
② 施設入所者数の削減	令和元年度末の施設入所者数を令和5年度末までに1.6%以上削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <sup>3</sup>	※活動指標のみ設定
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに、少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施する
4 福祉施設から一般就労への移行等	
① 福祉施設から一般就労への移行者数	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年度に一般就労する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上</li><li>・就労移行支援については、令和元年度の移行実績の1.30倍以上</li><li>・就労継続支援A型については、令和元年度の移行実績の1.26倍以上</li><li>・就労継続支援B型については、令和元年度の移行実績の1.23倍以上</li></ul>

<sup>3</sup> 国の基本指針において、成果目標が設定されていますが、都道府県が実施主体とされているため、本市においては、活動指標のみ設定します。



	② 就労定着支援事業の利用者数 ③ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率	令和5年度における一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用 令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
5 障害児支援の提供体制の整備等		
①	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	・令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する ・令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
②	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保する
③	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
6	相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する
7	障害福祉サービス等の質の向上	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する
8	発達障害者等の支援 <sup>4</sup>	※活動指標のみ設定

<sup>4</sup> 国の基本指針において、各都道府県や各市町村については、活動指標の設定のみ示されています。



## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人の高齢化・重度化が進むなか、施設の入所者にもその傾向は見られ、専門的な支援を必要とする利用者は増えています。本市における地域生活に移行した人数は、増加傾向ですが、地域移行等で施設に空きが生じても新たな利用者が利用するという状況となっております。

また、障害のある人の地域生活の場としてのグループホームの重要性は高まっており、今後も増え続けるグループホーム利用者の高齢化・重度化を見据えると、高い専門性を持つ入所施設の存在がグループホームを下支えする重要な役割を果たすと考えられます。

これらの状況を踏まえ「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標と取組を定めます。

### ① 施設入所者の地域生活への移行

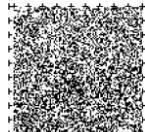
令和元年度末 施設入所者数	目標値		
	船橋市		国
	地域生活移行者数	移行率	移行率
273人	20人	7%	6%以上

#### (国の目標値)

令和元年度末に施設入所している者が、令和5年度末に6%以上地域生活に移行することを目標とする。

#### (市の目標値)

本市においては、平成28年度末時点の施設入所者が令和元年度末までに15人地域に移行したことを踏まえ、令和元年度末の施設入所者が、令和5年度末までに地域生活に移行する人数を20人(7%)と見込みます。



## ② 施設入所者数の削減

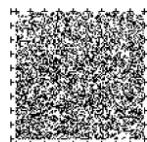
令和元年度末 施設入所者数	目標値			
	船橋市		国	
	令和5年度末 施設入所者数	削減数	削減率	削減率
273 人	268 人	5人	1.8%	1.6%以上

### (国の目標値)

令和元年度末の施設入所者数を令和5年度末までに 1.6%以上削減することを目標とする。

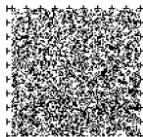
### (市の目標値)

本市においては、障害のある人の増加、高齢化・重度化が進むなか、専門的な支援を必要とする障害のある人は増え続けると見込んでいたことから、施設入所支援利用者の削減は困難であると考えておりますが、これまでの地域生活への移行等の状況を踏まえ、施設入所者の削減数については5人（1.8%）と見込みます。



### **福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた主な取組**

- ・障害のある人の地域における生活の場としてグループホームが重要な役割を担っています。グループホームについては安定的な運営の補助などのほか、入所している方々の安全確保のためのスプリンクラー設置補助などを行っています。これらの補助を行っていくとともに、船橋市障害者福祉施設連絡協議会及び船橋障がい者地域福祉連絡会と連携を図ってまいります。
- ・障害のある人の地域生活のためには、市民の障害に対する理解が不可欠です。障害者週間の時期にあわせ開催する障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努めてまいります。
- ・障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、令和元年10月から障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用を開始しました。  
また、市内の障害福祉サービスに関わる方々を構成員とする拠点運営委員会を設置し、課題の抽出や解決方法の検討等の協議を行っています。加えて、市内グループホームの連携強化や資質向上を目的に、官民一体となったグループホーム連絡協議会を設置し、グループホーム職員向けの定期的な研修の実施、グループホーム立ち上げ及び運営への助言等を行っています。  
障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることにより、障害のある人が地域生活に移行しやすい環境を整備してまいります。



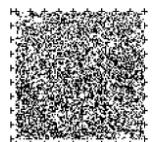
## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、令和5年度における精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する成果目標が設定されていますが、都道府県が実施主体とされています。

本市においては、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標として、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定および評価の実施回数等の見込みを設定し、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する活動指標

	項目名	単位	令和元年度 実績	令和5年度 見込み
①	保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の設定	開催回数／年	0	3
②	保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の設定	参加者数／年	0	96
③	保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の設定	実施回数／年	0	1
④	精神障害者の地域移行支援	人／月	1	1
	精神障害者の地域定着支援	人／月	7	7
	精神障害者の共同生活援助	人／月	130	240
	精神障害者の自立生活援助	人／月	2	1

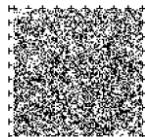


### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針において、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施することを基本とする目標が示されております。

本市においては、平成30年度に船橋市自立支援協議会から提言を受け、令和元年10月から地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用を開始しました。また、システムが適切に機能しているか定期的に確認するための組織として、市内障害福祉サービス事業所の方々を構成員とする拠点運営委員会を設置しております。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、年1回以上の運用状況の検証及び検討を令和5年度末までに実施することを目標とします。



## 4 福祉施設<sup>5</sup>から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目名	令和元年度 実績	令和5年度 見込み	国の目標値
① 福祉施設から一般就労への移行者数	140人	148人 (1.06倍)	1.27倍
就労移行支援を利用して一般就労した人数	112人	106人 (0.95倍)	1.30倍
就労継続支援 A型を利用して一般就労した人数	15人	29人 (1.93倍)	1.26倍
就労継続支援 B型を利用して一般就労した人数	5人	8人 (1.60倍)	1.23倍
② 一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用する割合	75%	70%	70%
③ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	100% <sup>6</sup>	70%	70%

### (福祉施設から一般就労への移行者数)

本市においては、市内の就労系サービス事業所、障害者就業・生活支援センターによる障害のある人の就労に向けた取組などにより、福祉施設から一般就労した人の数は、平成30年度に88人、令和元年度は140人でした。

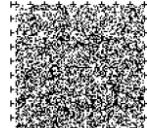
今回の計画における令和5年度の年間一般就労者数については、過去の一般就労者数を考慮し、見込みました。

### (就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業所ごとの就労定着率)

この目標が令和3年度からの新規の目標であることから、国の基本指針と同様の目標値を設定します。

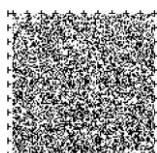
<sup>5</sup> 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型自立訓練含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を行う事業所です。

<sup>6</sup> 就労定着支援事業は平成30年度から開始した事業です。なお、令和2年3月31日時点での対象事業所数は7です。



### **福祉施設から一般就労への移行に向けた取組**

- ・障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、県が指定している社会福祉法人大久保学園が運営する障害者就業・生活支援センターに、国・県が配置している支援員数に本市として1名増員し、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携、連絡調整を行い、就業及びこれに伴う日常生活の支援を一体的に行う当該センターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進に努めてまいります。
- ・船橋公共職業安定所が主催する障害者雇用促進合同面接会を共催することで、就労を希望する障害のある人と企業をつなげる機会を提供し、一般就労への移行を促進してまいります。
- ・障害者職場実習先開拓員が職場実習先の開拓に積極的に取り組むとともに、職場実習を受け入れた事業者に対して障害者職場実習奨励金を交付することにより、一般就労に向けた職場実習の機会を確保し、就労への円滑化と雇用機会の拡大を促進してまいります。
- ・障害のある人の職場実習や雇用を受け入れた事業所の取組を事例集にまとめ、そのノウハウを広く周知することにより、雇用の推進を図ってまいります。
- ・障害のある人を多数雇用し、働きやすい環境を作るための工夫や、職場実習の受け入れを積極的に行っている等の事業所を優良事業所として表彰し、広く周知する船橋市障害者雇用優良事業所表彰「ふなばしあったかんぱにー」を実施することにより、これから雇用を考える事業所へのアプローチを図ってまいります。
- ・特別支援学校在校生や障害のある労働者、雇用を受け入れた事業所による事例発表のほか、障害者雇用を啓発する絵本を刊行する、障害者雇用推進・啓発イベント「『はたらく』ということ」を開催し、障害のある人とと共に働くことを考える機会を設けることでダイバーシティの推進を図ります。
- ・市内の就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター及び行政を会員とする就労移行支援事業所連絡会では、障害者就労支援の現場の意見や障害者職場実習先開拓員が開拓した実習先情報等の情報共有等を行っております。障害者就労を有効に促進するためには、専門的知識や機能を有するこれらの機関との連携強化が重要であると考えますので、今後もより一層連携をしてまいります。



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・児童発達支援センターの設置

国の基本指針では令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市では、児童発達支援センターが2か所設置されており、障害の重度化・重複化や多様化に対応し、児童発達支援センターを中心とした障害種別や年齢別等のニーズに対応できる重層的な体制の構築を目指すとともに、地域支援機能を強化することにより、障害のある子供の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。あわせて、児童発達支援センターのさらなる設置に向けた検討を行ってまいります。

- ・保育所等訪問支援の実施体制の構築とその活用

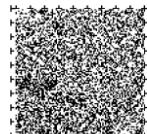
国の基本指針では令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市では、3事業所が保育所等訪問支援の指定を受けています。事業所と連携を図りながら機能強化を促すとともに、保育所等訪問支援を活用することにより、障害児通所支援事業所等が保育所や学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築を目指します。

- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は既に各1か所以上確保されておりますが、千葉県や本市の各種調査結果等より、重症心身障害児や医療的ケア児を支援する関連施設が不足しているという状況が明らかになっています。今後は、重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を



受けられるよう、地域における重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。また、災害や感染症の発生時においても、サービスが安定して継続的に提供されるように、関係機関の連携による日頃からの体制整備を図ります。

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

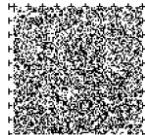
国の基本指針では令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市では、平成30年度に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場（「船橋市慢性疾病児童等及び医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会（医療的ケア児に関する部会）」）を設置しました。なお、令和2年度に本意見交換会は廃止となり、新たに「船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会」を設置したため、今後は当該協議会にて協議を行ってまいります。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関しては、障害児相談支援専門員を中心に配置することを目標とします。コーディネーターの配置により、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、社会資源の開発等を行うなど、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

#### 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に係る活動指標

項目名	令和元年度 実績	令和5年度 見込み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	5人



## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針において、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする目標が示されています。

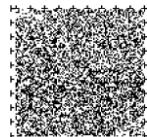
本市においては、平成24年10月から基幹相談支援センター（ふらっと船橋）を設置しており、既に様々な障害種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施しています。

また、基幹相談支援センターは船橋障害者相談支援事業所連絡協議会の事務局を担っており、同協議会が主催する研修会の実施等により地域の相談支援体制の強化を図ってきました。

これまでの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の取組に加え、障害のある人や障害のある子供とその家族が身近な地域で相談できるよう、市内の相談窓口の複数化を進め、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

項目名	令和元年度 実績	令和5年度 見込み
① 総合的・専門的な相談支援の実施有無	有	有
② 地域の相談支援体制の強化		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の設定	25件	25件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の設定	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の設定	13件	13件



## 7 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針において、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標が示されています。

本市においては、千葉県が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修等に市職員が参加し、専門性を高めています。

また、市内の障害福祉サービス事業所等の適正な運営の確保を図るため、毎年集団指導<sup>7</sup>を実施しています。その中で障害福祉サービス事業所が国民健康保険団体連合会<sup>8</sup>に対してサービス提供費用を請求した内容で誤りが多かったものについて周知しており、必要に応じて千葉県や同連合会と情報を共有しています。加えて、3年に1度の実地指導<sup>9</sup>及び不正等が発生した場合の監査<sup>10</sup>について適正に実施しており、必要に応じて千葉県に内容を報告しています。

本市では、既に障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を実施しており、今後も継続して実施していくため、回数等の見込みは設定しないものとします。

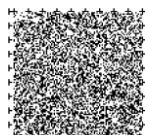
---

<sup>7</sup> 厚生労働省が定める指針に基づき、障害福祉サービス事業所等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導形態です。

<sup>8</sup> 国民健康保険法第83条に基づき、設置しており、保険者（市町村、国民健康保険組合）からの委託を受け、障害福祉サービス事業所等からの請求についての適正な審査と障害福祉サービス事業所等への支払いを行っています。

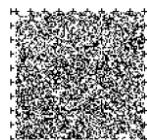
<sup>9</sup> 障害福祉サービス事業所等の事業所において実地で行う指導形態です。

<sup>10</sup> 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、著しい運営基準違反又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当の疑いがあると認められる場合に、自立支援給付等に係る障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的に行います。



障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

項目名	単位	令和元年度 実績	令和5年度 見込み
① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用			
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数の設定	人数	6人	—
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有			
障害者自立支援審査支払等システムによる審査の結果を事業所・関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数の設定	体制の有無	有	有
	実施回数	1回	—
③ 指導監査結果の関係市町村との共有			
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制の有無及び共有回数の設定	体制の有無	有	有
	共有回数	2回	—



## 8 発達障害者等の支援

国の基本指針では、発達障害者等の支援について成果目標は示されていませんが、各都道府県や各市町村において、活動指標としてペアレントトレーニング<sup>11</sup>やペアレントプログラム<sup>12</sup>等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンター<sup>13</sup>の人数、ピアサポート<sup>14</sup>の活動への参加人数を設定することとされています。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

本市では、こども発達相談センターでペアレントトレーニングを実施しており、平成30年度には1回あたりの受講者数を5名から7名程度に変更し、受講可能人数を増やしました。こちらの受講者数を活動指標として見込み、今後も定期的に実施することにより、発達障害のある子供及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

- ・ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターについては、千葉県が養成研修を行っております。

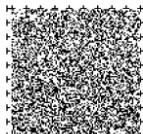
本市では、千葉県及びCAS（千葉県発達障害者支援センター）と連携を図りながら、必要な周知を行います。なお、ペアレントメンターの人数については、県からの情報をもとに見込み量を設定しています。

<sup>11</sup> 保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子供の肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチ。

<sup>12</sup> 子供や自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。

<sup>13</sup> 発達障害のある子供を育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子供の特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

<sup>14</sup> 同じような共通項と対等性をもつ人同士の支え合い。ここでは、発達障害のある子供を持つ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うものを指しています。

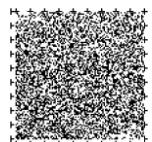


- ・ピアサポートの活動への参加人数

本市所管の児童発達支援事業所（こども発達相談センターたんぽぽ親子教室・ひまわり親子教室）にて、以前に通所していた子供の保護者との情報交換の場を年1回程度設けております。これらの参加人数を活動指標として見込み、今後も継続して取り組みを進めます。

#### 発達障害者等の支援に関する活動指標

項目名	令和元年度 実績	令和5年度 見込み
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	16人	20人
② ペアレントメンターの人数	2人	2人
③ ピアサポートの活動への参加人数	70人	70人



# IV 障害福祉サービス及び相談支援の見込み量 及び見込み量確保の方策

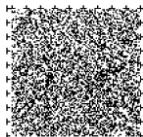
令和3年度から令和5年度までが今回の計画の見込み量となります。なお、実績及び見込み量については、各年度3月の数値を掲載しています。

## 1 障害福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
居宅介護	時間／月	見込み	10,072	10,498	10,925	9,706	10,296	10,886
		実績	8,492	8,523	—	—	—	—
	人数／月	見込み	566	590	614	695	737	779
		実績	595	610	—	—	—	—
重度訪問介護	時間／月	見込み	9,053	9,437	9,820	11,911	12,635	13,359
		実績	9,496	10,459	—	—	—	—
	人数／月	見込み	58	60	63	68	72	77
		実績	59	60	—	—	—	—
同行援護	時間／月	見込み	2,692	2,806	2,920	2,659	2,821	2,983
		実績	2,523	1,814	—	—	—	—
	人数／月	見込み	125	130	135	134	143	151
		実績	114	108	—	—	—	—
行動援護	時間／月	見込み	955	995	1,036	921	977	1,033
		実績	911	739	—	—	—	—
	人数／月	見込み	52	55	57	46	48	51
		実績	48	35	—	—	—	—
重度障害者等 包括支援	時間／月	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	—	—	—	—
	人数／月	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	—	—	—	—

(※事業内容は 11 ページ参照)

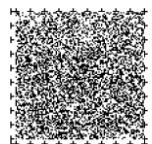


## (2) 日中活動系サービス I

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練のサービス見込み量を日中活動系サービス I としてまとめています。

	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
生活介護	日数／月	見込み	18,703	19,496	20,288	20,571	21,822	23,073
		実績	17,114	18,064	—	—	—	—
	人数／月	見込み	947	987	1,028	1,072	1,137	1,202
		実績	907	941	—	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	日数／月	見込み	146	153	159	54	57	60
		実績	160	47	—	—	—	—
	人数／月	見込み	13	14	14	3	4	4
		実績	17	3	—	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	日数／月	見込み	1,102	1,149	1,196	606	606	606
		実績	1,278	606	—	—	—	—
	人数／月	見込み	64	67	70	40	40	40
		実績	68	40	—	—	—	—
宿泊型 自立訓練	日数／月	見込み	—	—	—	303	321	340
		実績	217	266	—	—	—	—
	人数／月	見込み	—	—	—	11	12	13
		実績	7	10	—	—	—	—

(※事業内容は 12 ページ参照)

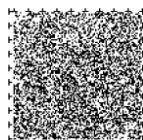


### (3) 日中活動系サービスⅡ

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援のサービス見込み量を日中活動系サービスⅡとしてまとめています。

	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
就労移行支援	日数／月	見込み	3,160	3,294	3,428	4,084	4,332	4,580
		実績	3,639	3,586	—	—	—	—
	人数／月	見込み	196	204	212	245	260	275
		実績	231	215	—	—	—	—
就労継続支援 A型	日数／月	見込み	3,018	3,146	3,273	4,844	5,423	6,071
		実績	3,274	3,865	—	—	—	—
	人数／月	見込み	145	151	158	270	312	360
		実績	171	203	—	—	—	—
就労継続支援 B型	日数／月	見込み	9,601	10,007	10,414	11,794	12,512	13,229
		実績	9,523	10,357	—	—	—	—
	人数／月	見込み	519	541	563	680	721	763
		実績	551	597	—	—	—	—
就労定着支援	人数／月	見込み	75	154	236	216	276	300
		実績	65	105	—	—	—	—

(※事業内容は 12~13 ページ参照)



#### (4) 日中活動系サービスⅢ

療養介護、短期入所のサービス見込み量を日中活動系サービスⅢとしてまとめています。

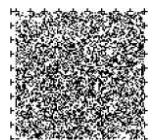
	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
療養介護	日数／月	見込み	1,015	1,058	1,101	1,094	1,161	1,227
		実績	894	961	—	—	—	—
	人数／月	見込み	33	34	36	35	37	40
		実績	29	31	—	—	—	—
短期入所	日数／月	見込み	1,381	1,440	1,498	1,204	1,278	1,351
		実績	1,107	912	—	—	—	—
	人数／月	見込み	140	146	152	157	166	176
		実績	149	115	—	—	—	—

(※事業内容は 13 ページ参照)

#### (5) 居住系サービス

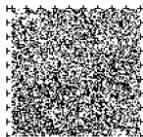
	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
自立生活援助	人数／月	見込み	4	1	1	3	1	1
		実績	9	4	—	—	—	—
共同生活援助	人数／月	見込み	346	373	399	631	736	858
		実績	395	464	—	—	—	—
施設入所支援	人数／月	見込み	280	280	280	272	270	268
		実績	276	273	—	—	—	—

(※事業内容は 13~14 ページ参照)



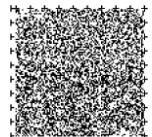
【見込み量確保の方策等】

- ・訪問系サービスについては、事業者に対して、市の実情や国の動向に関する説明会を行い、サービス提供体制の整備を図ってまいります。
- ・日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生の進路先として需要が見込まれていることから、受入れ先となる生活介護事業所等の施設の新築に係る整備費について国の助成制度を活用した補助を行っており、平成30年度は1施設、令和元年度も1施設に対して補助金を交付しました。今後も卒業生の状況に応じて、受入れ先の確保を図るため、1年度あたり1件～2件を整備目標と定め、当該助成制度を活用し、施設の整備費に対して補助を行ってまいります。
- ・短期入所については、需要量の増加に対応するため、市内の社会福祉法人等で構成されている船橋市障害福祉施設連絡協議会に対して、受入れ先の確保に向けた働きかけを行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費に対して補助を行ってまいります。
- ・グループホームについては、これまで実施してきたグループホームを運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの新設や安定的な運営のための支援に取り組んでまいります。



### 【見込み量確保の方策等】

- ・船橋市自立支援協議会の専門部会において、本市において必要な障害福祉サービスについての協議を行い、その確保の方策等について検討を行ってまいります。
- ・近年福祉分野において事業所等の人材確保は1つの大きな課題となっており、この課題は障害福祉分野においても同様に生じております。本市では、令和2年6月から障害福祉サービス事業所に就業した方を対象に介護職員初任者研修及び実務者研修の研修費用を助成しています。障害福祉サービス等の提供のためには人材の確保が不可欠であり、引き続き事業所等と連携を図り人材確保の取組を進めてまいります。
- ・障害者就労施設等の受注の機会を確保するための調達方針を定め、就労継続支援事業所などからの物品等の調達を推進するほか、販売のためのスペースの確保等、障害のある人の自立及び就労の促進に資する取組についても総合的な支援をするよう、努めてまいります。



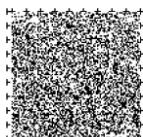
## 2 相談支援

	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
地域移行支援	人数／月	見込み	4	5	5	1	1	1
		実績	3	1	—	—	—	—
地域定着支援	人数／月	見込み	3	3	4	13	13	14
		実績	10	11	—	—	—	—
計画相談支援	人数／月	見込み	755	840	925	970	1,035	1,099
		実績	763	842	—	—	—	—

(※事業内容は 14 ページ参照)

### 【見込み量確保の方策等】

- ・計画相談支援の利用の推進として、サービスを利用している方に対しては、市ホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子供とその家族に対した相談支援に係る啓発に努めてまいります。  
また、事業所の負担となっている困難案件や早急に計画相談支援の利用が必要な緊急案件等について、市からの要請に応じ、基幹相談支援センター（ふらっと船橋）が対応することで、個々の事業所の事務負担軽減及び早急なサービス等利用計画の作成を図り、計画相談支援体制の充実を図ってまいります。
- ・サービス等利用計画の作成を行う計画相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会、社会福祉法人で構成されている船橋市障害福祉施設連絡協議会、NPO 法人等で構成される船橋障がい者地域福祉連絡会と連携を図りながら、計画相談支援事業所の整備に取り組んでまいります。



## V 地域生活支援事業の見込み量及び 見込み量確保の方策

令和3年度から令和5年度までが今回の計画の見込み量となります。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

事業名		H3O 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
理解促進研修・ 啓発事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

理解促進研修・啓発事業として、障害者週間記念事業、地域交流事業や、身体障害者福祉センターが行う教室開催事業、福祉体験事業を実施しました。

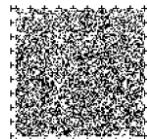
#### 【見込み量確保の方策等】

- ・障害のある人などへの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図るために、教室開催事業、福祉体験事業、障害者週間記念事業、地域交流事業を行い、理解促進研修・啓発事業の実施に努めてまいります。

### (2) 自発的活動支援事業

事業名		H3O 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
自発的活動 支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

自発的活動支援事業として、ボランティア養成事業、障害福祉団体補助金交付事業、身体障害者福祉センターが行う館外事業（工場見学など）を実施しました。



**【見込み量確保の方策等】**

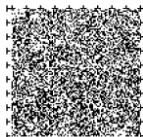
- ・障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し、共生社会の実現を図るため、ボランティア養成事業、障害福祉団体補助金交付事業、館外事業を行い、自発的活動支援事業の実施に努めてまいります。

**(3) 相談支援事業**

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
障害者相談 支援事業	見込み	1	1	1	3	4	5	事業実施箇所数
	実績	1	1	－	－	－	－	
船橋市自立 支援協議会	見込み	有	有	有	有	有	有	設置有無
	実績	有	有	－	－	－	－	
基幹相談 支援センター	見込み	有	有	有	有	有	有	設置有無
	実績	有	有	－	－	－	－	
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	－	－	－	－	
住宅入居等 支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	－	－	－	－	

**【見込み量確保の方策等】**

- ・障害者相談支援事業については、基幹相談支援センター（ふらっと船橋）を中心としたネットワークの構築に引き続き取り組みます。また、市内の事業者への委託により相談窓口の複数化を進め、市内の相談支援体制の充実を図ってまいります。
- ・船橋市自立支援協議会については、全体会及び専門部会、障害者虐待防止対応連絡会議、障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について引き続き協議を行ってまいります。



### 【見込み量確保の方策等】

- ・基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行ってています。当該センターの機能として、総合的・専門的な相談支援や地域移行・地域定着の促進等の機能が挙げられますが、加えて、各相談支援機関とのネットワーク構築による地域の相談支援体制の強化といった広域に及ぶ機能も有しております。また、令和元年10月から、地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用開始に伴いその機能の一部を担っております。本市では、NPO法人船橋福祉相談協議会へ基幹相談支援センター業務を委託することで実施しており、今後も継続してまいります。
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業については、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談に加え、専門的な能力を有する精神保健福祉士等を引き続き配置します。また、障害者就業・生活支援センターに対し、県の配置基準の支援員数に1名増員し、就労支援事業所等の関係機関との連携を図れるよう取り組んでまいります。
- ・住宅入居等支援事業については、連帯保証人がいない等の理由により市内の賃貸住宅への入居に苦慮している障害のある人などが、家賃債務保証業者登録制度に登録している保証会社と家賃債務保証契約を締結した場合に、初回保証料の一部を助成することで、障害のある人などの入居を支援します。また、平成29年5月に社会福祉法人船橋市社会福祉協議会を事務局として設立した船橋市居住支援協議会にて、障害のある人などが抱える居住に関する問題の解決を図ってまいります。



#### (4) 成年後見制度利用支援事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
成年後見制度 利用支援事業	見込み	40	51	62	51	57	63	助成件数
	実績	34	40	—	—	—	—	

##### 【見込み量確保の方策等】

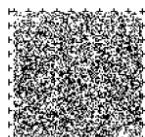
- 成年後見制度の利用対象者で身寄りがない知的障害者または精神障害者は、市が審査の申し立てを行います。また、後見人に対する報酬等の支払いが困難な方については、成年後見制度利用に係る費用を助成し、引き続き、成年後見制度の利用を促進してまいります。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
成年後見制度 法人後見支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

##### 【見込み量確保の方策等】

- 成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見支援センターによる法人後見等の受託や成年後見制度に関する電話相談による成年後見制度の利用を推進してまいります。

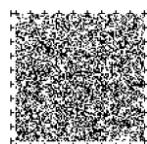


## (6) 意思疎通支援事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
手話通訳者 派遣事業	見込み	25	25	25	26	26	26	手話通訳者 登録数
	実績	26	26	—	—	—	—	
	見込み	1,442	1,442	1,442	1,638	1,648	1,657	派遣件数 ／年
	実績	1,552	1,619	—	—	—	—	
手話通訳者 設置事業	見込み	3	3	3	3	3	3	手話通訳者 設置数
	実績	3	3	—	—	—	—	
	見込み	3,473	3,473	3,473	2,166	2,180	2,195	相談件数 ／年
	実績	1,708	2,137	—	—	—	—	
要約筆記者 派遣事業	見込み	19	19	19	17	17	17	要約筆記者 登録数
	実績	16	18	—	—	—	—	
	見込み	731	731	731	700	700	700	派遣件数 ／年
	実績	702	690	—	—	—	—	
要約筆記者 設置事業	見込み	1	1	1	1	1	1	要約筆記者 設置数
	実績	1	1	—	—	—	—	
	見込み	975	975	975	813	813	813	利用・相談 件数／年
	実績	853	717	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

- 聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の育成を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を積極的に行ってまいります。



## (7) 日常生活用具給付等事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
介護・訓練 支援用具	見込み	14	14	14	47	56	67	延べ給付 件数／年
	実績	25	33	—	—	—	—	
自立生活 支援用具	見込み	92	92	92	155	168	182	延べ給付 件数／年
	実績	110	132	—	—	—	—	
在宅療養等 支援用具	見込み	53	53	53	97	106	116	延べ給付 件数／年
	実績	81	81	—	—	—	—	
情報・意思疎通 支援用具	見込み	89	89	89	244	272	304	延べ給付 件数／年
	実績	178	196	—	—	—	—	
排泄管理 支援用具	見込み	11,621	11,795	11,972	14,533	15,289	16,084	延べ給付 件数／年
	実績	12,604	13,132	—	—	—	—	
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込み	13	14	15	14	16	18	延べ給付 件数／年
	実績	6	11	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

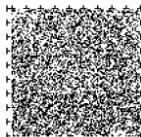
- 用具についての情報収集や、利用者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り適切な給付に努めます。また、医療機関等との連携により、障害の特性に応じた用具の給付に努めてまいります。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
手話奉仕員 養成研修事業	見込み	23	23	23	26	26	27	養成講習 修了者数／年
	実績	21	25	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

- 聴覚障害者の意思疎通を推進し、自立と社会参加を促進するために、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託して、手話講習会などを実施し、手話奉仕員を養成してまいります。

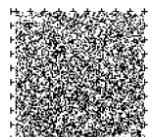


## (9) 移動支援事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
移動支援事業	見込み	618	653	690	541	533	526	実利用者数 ／年
	実績	586	567	—	—	—	—	
	見込み	50,221	52,431	54,738	42,268	40,746	39,279	延べ利用 時間／年
	実績	50,668	47,146	—	—	—	—	
福祉リフト カー事業	見込み	337	337	337	337	351	365	利用者数 ／年
	実績	310	310	—	—	—	—	
リフトバス 事業	見込み	1,370	1,370	1,370	1,132	1,132	1,132	利用者数 ／年
	実績	1,206	1,010	—	—	—	—	

### 【見込み量確保のための方策等】

- ・ 移動支援事業については、屋外での移動が困難な障害のある人の自立生活及び社会参加を促すために、その利用費用の一部を支給してまいります。
- ・ 福祉リフトカー事業については、移動困難な障害のある人に対し、低価格な移動手段として、利用していただけるよう、事業を継続してまいります。
- ・ リフトバス事業については、リフト付きバスを使用し、身体障害者福祉センターにて行っている機能訓練事業の参加者の送迎や、工場見学などの館外事業を行う際の送迎を行うことによって社会参加の促進を図ってまいります。

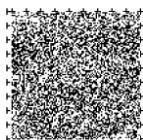


## (10) 地域活動支援センター事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
地域活動支援センターⅠ型 (市内)	見込み	1	1	1	1	1	1	実施箇所数
	実績	1	1	—	—	—	—	
	見込み	99	99	99	99	99	99	実利用人数 ／年
	実績	103	95	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅠ型 (市外)	見込み	0	0	0	0	0	0	実施箇所数
	実績	0	0	—	—	—	—	
	見込み	0	0	0	0	0	0	実利用人数 ／年
	実績	0	0	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅡ型 (市内)	見込み	0	0	0	0	0	0	実施箇所数
	実績	0	0	—	—	—	—	
	見込み	0	0	0	0	0	0	実利用人数 ／年
	実績	0	0	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅡ型 (市外)	見込み	2	2	2	1	1	1	実施箇所数
	実績	1	1	—	—	—	—	
	見込み	1	1	1	1	1	1	実利用人数 ／年
	実績	1	1	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅢ型 (市内)	見込み	11	11	11	5	5	5	実施箇所数
	実績	8	9	—	—	—	—	
	見込み	87	87	87	35	35	35	実利用人数 ／年
	実績	60	63	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅢ型 (市外)	見込み	6	6	6	5	5	5	実施箇所数
	実績	5	6	—	—	—	—	
	見込み	4	4	4	3	3	3	実利用人数 ／年
	実績	5	5	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

- ・地域活動支援センターⅠ型については、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動を行い、精神障害者の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。本市においては、NPO 法人船橋こころの福祉協会が指定管理者として船橋市地域活動支援センター（オアシス）を運営してまいります。



### 【見込み量確保の方策等】

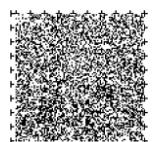
- ・地域活動支援センターⅡ型については、地域において雇用及び就労が困難な在宅障害者に対し、自立の促進、生活の質の向上等を図ることができますよう、障害のある人の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行ってています。（※関連する市町村：市原市）本市においては、地域生活支援の場として、運営の安定化を図ってまいります。
- ・地域活動支援センターⅢ型については、地域の障害のある人のための援護対策として、創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行っています。本市においては、地域生活支援の場として、運営の安定化を図ってまいります。（※関連する市町村：千葉市、八千代市、鎌ヶ谷市）

### （11）専門性の高い相談支援事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
障害児等療育 支援事業	見込み	9	9	9	10	10	10	事業実施 箇所数
	実績	9	9	-	-	-	-	

### 【見込み量確保の方策等】

- ・在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児が、地域で自立した生活を送れるように、委託事業者を通じて障害福祉サービス等の利用援助や療育に関する情報、制度の周知を図ってまいります。

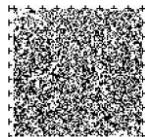


(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
手話通訳者 養成研修事業	見込み	19	19	19	16	16	16	養成講習 修了者数 ／年
	実績	12	19	—	—	—	—	
要約筆記者 養成研修事業	見込み	5	5	5	7	7	7	養成講習 修了者数 ／年
	実績	6	6	—	—	—	—	
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成研修事業	見込み	2	2	2	2	2	2	養成講習 修了者数 ／年
	実績	3	1	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業については聴覚障害者の自立と社会参加を促進するために、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し、手話通訳者・要約筆記者の養成を引き続き行ってまいります。
- ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、盲ろう者の自立と社会参加を促進するために、NPO 法人千葉県盲ろう者友の会に委託し、盲ろう者通訳・介助員の養成を引き続き行ってまいります。



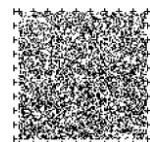
### (13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (広域的な派遣)	見込み	2	2	2	4	4	4	利用件数 ／年
	実績	7	1	—	—	—	—	
盲ろう者向け通訳 ・介助員派遣事業	見込み	118	118	118	127	127	127	利用件数 ／年
	実績	147	104	—	—	—	—	

#### 【見込み量確保の方策等】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（広域的な派遣）については、遠方での聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するために、関係機関と連携をとり、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行ってまいります。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、盲ろう者の自立と社会参加を促進するために NPO 法人千葉県盲ろう者友の会に委託し、盲ろう者通訳・介助員の派遣を引き続き行ってまいります。

※上表のほか、失語症者向け意思疎通支援については、千葉県が意思疎通支援者の養成研修を実施しておりますが、派遣事業は実施しておりません。県内で平等に支援を受けられる体制の構築が必要と考えられるため、千葉県に対し、派遣事業の実施を働きかけてまいります。



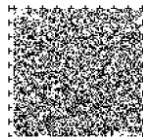
## (14) その他事業

### 【日常生活支援】

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
福祉ホーム事業	見込み	10	10	10	10	10	10	実利用人数 ／年
	実績	8	9	—	—	—	—	
訪問入浴 サービス事業	見込み	3,793	4,271	4,810	4,380	4,687	5,015	延べ利用件数 ／年
	実績	3,912	4,345	—	—	—	—	
生活訓練等事業								
生活支援事業	見込み	640	640	640	584	584	584	延べ利用件数 ／年
	実績	561	678	—	—	—	—	
中途失聴者・ 難聴者手話 講習事業	見込み	15	15	15	15	15	15	講習開催数 ／年
	実績	15	15	—	—	—	—	
日中一時支援事業	見込み	718	756	796	800	835	872	利用者数 ／年
	実績	743	825	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

- ・福祉ホーム事業については、経済的には自立能力がありながら、身体上の障害のために一般の住宅では生活を営むことが困難な身体障害者に居室その他の設備を提供し、自立の促進を図ってまいります。
- ・訪問入浴サービス事業については、今後もサービス利用費用の一部を支給し、保健衛生上の向上と介護者の負担軽減を図ってまいります。
- ・生活支援事業については、視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を実施し、その利用の推進を図りながら、視覚障害者の自立と社会参加の推進を図ってまいります。
- ・中途失聴者・難聴者手話講習事業については、手話の学習を通じ、交流を深め、社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行ってまいります。
- ・日中一時支援事業については、近年、家族の就労支援や一時的な休息の場としてサービス利用に対するニーズが増大していることから、引き続きサービス利用費用の一部を支給し、今後も支援の場を確保してまいります。

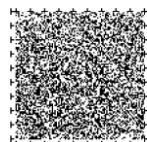


## 【社会参加支援】

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
点字・声の 広報発行事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	
自動車運転 免許取得事業	見込み	4	4	4	5	5	5	助成件数 ／年
	実績	8	2	—	—	—	—	
自動車改造費 助成事業	見込み	11	11	11	8	8	8	助成件数 ／年
	実績	7	8	—	—	—	—	

## 【見込み量確保の方策等】

- ・点字・声の広報発行事業については、文字による情報入手が困難な障害のある人などのために、点訳、音声訳により、広報ふなばしや、ふなばし市議会だよりを定期的または必要に応じて適宜、障害のある人などに提供し続けてまいります。
- ・自動車運転免許取得事業については、身体障害者の社会参加を促進するため、引き続き、身体障害者の運転免許取得の費用の一部を助成してまいります。
- ・自動車改造費助成事業については、身体障害者の社会参加を促進するため、引き続き、身体障害者の所有している自動車の改造費用の一部を助成してまいります。



## 【就業・就労支援】

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
更生訓練費 給付事業	見込み	17	17	17	19	19	19	実利用者数 ／年
	実績	25	20	—	—	—	—	
知的障害者 職親委託事業	見込み	1	1	1	1	1	1	実利用者数 ／年
	実績	1	1	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

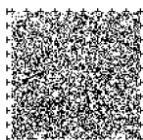
- 更生訓練費給付事業については、自立訓練・就労移行支援を利用し、利用者負担額が生じない人に対し、物品の購入その他実習及び機能訓練を受けるために必要な費用を支給することにより、障害のある人の社会復帰の促進を図つてまいります。
- 知的障害者職親委託事業については、知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する方であって、市町村が適当と認めるものをいう。）に委託する事業で、今後も継続に努めてまいります。

## 【障害支援区分認定等事務】

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
障害支援区分 認定等事務	見込み	1,300	858	944	1,190	1,106	1,501	審査判定 件数／年
	実績	1,102	922	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

- 障害支援区分認定等事務については、障害者総合支援法に基づき設置された市町村審査会において、適切かつ効率的に障害支援区分認定基準に照らした審査判定を引き続き行ってまいります。

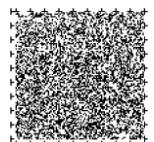


## (15) 地域生活支援促進事業

事業名		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
障害者虐待防止 対策支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

### 【見込み量確保の方策等】

- ・船橋市障害者虐待防止センター（はーぶ）を設置し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めております。当該センターが実施する研修などの普及啓発活動を継続することで、地域住民の意識喚起及び関係団体等の連携強化を図ります。また、困難案件等の個別ケースについて協議を行い対応や支援方針の助言を行う場として、引き続き障害者虐待防止対応連絡会議を開催してまいります。



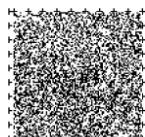
# VI 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量 及び見込み量確保の方策

令和3年度から令和5年度までが今回の計画の見込み量となります。なお、障害児通所支援の実績及び見込み量については、各年度3月の数値を掲載しています（保育所等訪問支援については、各年度の1月あたりの平均の数値を掲載しています）。

## 1 障害児通所支援

	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
児童発達支援	日数 ／月	見込み	6,338	7,265	8,192	6,055	6,321	6,586
		実績	5,242	5,139	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	493	539	585	609	645	680
		実績	523	517	—	—	—	—
医療型 児童発達支援	日数 ／月	見込み	24	24	24	24	24	24
		実績	0	16	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	4	4	4	4	4	4
		実績	0	1	—	—	—	—
放課後等 デイサービス	日数 ／月	見込み	10,484	12,424	14,364	13,695	15,261	16,826
		実績	8,662	9,574	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	794	922	1,050	1,125	1,245	1,366
		実績	757	805	—	—	—	—
保育所等 訪問支援	日数 ／月	見込み	20	20	20	20	20	20
		実績	3	0	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	10	10	10	10	10	10
		実績	2	0	—	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	日数 ／月	見込み	20	20	20	20	20	20
		実績	0	0	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	10	10	10	10	10	10
		実績	0	0	—	—	—	—

（※事業内容は24ページ参照）

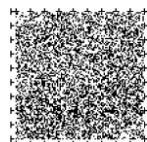


### 【見込み量確保の方策等】

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日数、利用人数は平成24年の制度開始以後、増加傾向にあります（令和元年度は新型コロナウィルス感染症の影響と想定される減少が一部みられます）。令和元年度、2年度の新型コロナウィルス感染症の影響下においては学校臨時休業期間中の受入れ先としても重要な役割を果たしました。

事業所数も増加しており、今後もさらなる需要が見込まれることから、船橋市放課後等デイサービス事業所協議会等と連携をとりながら、必要なサービスが適切に提供できるよう支援の充実を図ります。また、事業者への補助事業等を継続し、重症心身障害児や医療的ケア児の通所先の確保に努めます。

本市においては、こども発達相談センターの心理発達相談員や言語聴覚士等が保育所等へ巡回相談することにより、発達が気になる子供や障害のある子供の支援について、理解を深めることで、子供が円滑に集団生活を送れるよう、取り組んでおりますが、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援の指定事業所は市外を含め限られており、利用が進んでおりません。これらのサービスについては利用者、事業者、保育や教育等といった関係機関の声を聴きながら、活用を図ってまいります。



## 2 障害児相談支援

前回の計画では、受給者証更新時の利用が見込まれる3月分を用いていましたが、更新手続きの運用変更（更新月の分散化）に伴い、本計画では、各年度の1月あたりの平均利用人数を見込みます。

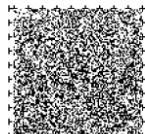
	単位		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
障害児相談支援	人数 ／月	見込み	684	768	852	315	332	341
		実績	458	364	—	—	—	—

（※事業内容は25ページ参照）

### 【見込み量確保の方策等】

障害児相談支援の利用者数は、年々増加しています。（上記の実績は、令和元年度から受給者証の更新月を分散したため、減少しております。）今後も、障害児通所支援の利用者の増加とともに、障害児相談支援の必要量も増加するとみられ、障害児相談支援の提供体制の充実が課題となっています。

本市では、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会等を通じ障害児相談支援事業所と引き続き連携を図り、障害児相談支援の提供体制の充実に取り組んでまいります。



## VII 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進

### 1 制度等の周知

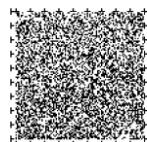
新たな制度や事業の実施にあたっては、障害のある人や障害のある子供が必要とするサービスを受けられるよう、事業所を一定の場所に集めて講習等を行う集団指導や事業所が集まる協議会等の場を活用して、周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

### 2 制度の円滑な実施

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（ふらっと船橋）、市の担当部局、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携によるネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施と障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進体制の強化に努めます。

### 3 計画達成状況の点検及び評価

毎年度、計画の達成状況の点検・評価をし、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討してまいります。また、計画作成時には、船橋市自立支援協議会や市民に対して、意見聴取を行います。



## 第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画

発行日：令和3年（2021年）3月

発 行：船橋市

編 集：健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課

子育て支援部 療育支援課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

障害福祉課

TEL 047-436-2307 FAX 047-433-5566

e-mail shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

療育支援課

TEL 047-436-2121 FAX 047-436-2549

e-mail ryoiku@city.funabashi.lg.jp

